

# 平成23年度東大和市青少年健全育成方針

健全育成の合い言葉



## 基本方針

今こそ行動を！子どもたちの夢と心を育てるのは大人の責務です

## 重点目標

### 家庭での取り組み

優しさ・思いやりを大切にし、子どもと心の通う温かな家庭にしよう

### 地域での取り組み

すべての大人が積極的に子どもに関わり、地域ぐるみで子どもを守ろう

### 学校での取り組み

地域の力を生かし、学校を子どもたちとふれあえる場所にしよう

東大和市青少年問題協議会

# はじめに

子どもは「社会の宝」です。子どもたちが夢と希望を持って自分の能力や個性を伸ばし、心身共に健やかに成長することが、私たち市民の願いです。

いま、子どもたちを取り巻く環境は悪化しています。健全育成の合い言葉のように、東大和の子どもたちが、優しくまっすぐな心を持ち、遠く（未来）を見つめて、のびのびと育つことができる**まち**をつくること、子どもに一人ひとりの命はかけがえのないものであると伝えることは私たち大人の責務です。

私たちは今こそ行動を起こさなければなりません。



## 市と関係行政機関

青少年問題協議会とは「地方青少年問題協議会法」に基づいて、各地方公共団体に設置されているものです。本市でも市長の附属機関として設置されています。市長が会長を務め、市議会議員・学識経験者・関係行政機関の職員・市の職員など14名の委員で構成されています。

青少年問題協議会では、青少年の健全育成が図れるよう、市と関係行政機関相互の協力・連携を円滑にし、青少年健全育成活動の条件整備や子どもたちを取り巻く健全な環境づくりに努めています。

- ☆家庭・地域・学校・関係機関の連携の強化に努めます。
- ☆青少年の健全育成活動を支援します。
- ☆青少年指導者育成に努め、情報を提供します。

# 家庭での取り組み

## 重点目標

優しさ・思いやりを  
大切にし、子どもと  
心の通う温かな家庭  
にしよう

家庭は、子どもにとって基本的な生活の場です。

家族との関わりの中で、人間としての基盤を作り、基本的な生活習慣や社会規範を身につける必要があります。

## 行動目標

- 子どもに善悪をはっきり教えよう。
- 子どもの話をじっくり聞き、同じ目の高さで考え、深い関心を払おう。
- 我が家の生活の約束ごとやルールをつくろう。
- 命の大切さを教えよう。
- 子どもと過ごす時間を持つよう。
- 本の読み聞かせをするなど、子どもとのふれあいを大切にしよう。
- ほめるときはほめ、叱るときは叱ろう。
- 子どもの夢や希望を理解し、大切に見守ろう。
- 他の子どもと比べないようにしよう。
- 子どもの身体や行動に表れるサインを見逃さないようにしよう。
- 子どもが見るテレビやビデオをチェックしよう。
- 早寝早起き朝ごはんをこころがけ、夜遊びはさせないようにしよう。
- 携帯電話・パソコン等に必ず\*フィルタリング機能を付け、正しい使い方を教えよう。

\*「フィルタリング機能」とは、インターネット上の有害な情報を閲覧できないようにすることです。



## 地域での取り組み

### 重点目標

すべての大人が積極的に子どもと関わり、地域ぐるみで子どもを守ろう

子どもの健全育成の上で、地域が果たす役割は非常に大きいものがあります。

子どもたちが安心して生活でき、安全に育つ環境を大人が責任を持って作っていく必要があります。

### 行動目標

- 大人は子どもたちに挨拶や感謝の言葉を率先して声かけしよう。
- 地域行事に積極的に参加しよう。
- 大人は率先してルールやマナーを守る姿を見せよう。
- 地域の歴史や文化を大切に、まちを愛する心を示そう。
- 人として優しさ、思いやりを示そう。
- パトロール等による犯罪防止活動をしよう。
- 悪いことをしたときは、他人の子でもきちんと叱ろう。
- 子どもに悪影響を与える物の購入をやめよう。
- 地域ぐるみで、子どもたちに悪影響を与える物の販売や広告物をやめよう。
- 子どもたちの行動を地域全体でも見守ろう。
- 児童虐待問題の理解を深め、未然防止や早期発見に努めよう。



## 学校での取り組み

### 重点目標

地域の力を生かし、  
学校を子どもたちと  
ふれあえる場所に  
しよう

子どもたちは多くの人との  
交流の中から学び育っていきます。  
学校では地域に出かけて体験学習  
をしたり、地域では学校を地域の  
コミュニケーションの中心とし  
て活用していく必要があります。

### 行動目標

- ・ 学校は施設を開放し、地域はそれをみんなの居場所として活用しよう。
- ・ 学校と地域が協力して健全育成活動をしよう。
- ・ 授業公開をはじめ、道徳授業地区公開講座・セーフティー教室など、積極的に地域の人に参加できる機会を作ろう。
- ・ 教育ボランティアや地域の指導者を活用して、授業や部活動を活性化し教育環境を整備しよう。
- ・ 学校運営連絡協議会などを利用して、地域の力を教育に生かそう。
- ・ 職場体験や地域学習などで地域の力を生かそう。

家族ふれあいの日 (心の東京革命事業)	青少年の非行・被害防止 全国強調月間	子ども・若者育成支援 強調月間
毎月第3土曜日・日曜日	毎年7月	毎年11月
趣旨に賛同する企業、施設等の 協力を得て、利用優待等を設定 し、家族がふれあう機会の増大 に努める。	青少年の非行防止等について、 国民が理解を深め、関係機関・ 団体と地域住民とが相互に協 力・連携して、青少年の規範意 識の醸成、有害環境への適切な 対応を図る。	子ども・若者の育成支援のため の諸事業、諸活動を集中的に実 施することにより、国民の子ど も・若者育成支援に関する理解 を深める。

## 子どもに関する相談機関

### ◎子どもに関する総合的な相談

東大和市子ども家庭支援センター	042-565-3651	月～土	9時～17時
-----------------	--------------	-----	--------

### ◎いじめ、不登校、子どもの教育相談

東大和市いじめ電話相談 (教育情報室・予約不要)	042-567-0346	月～金	9時～16時
東大和市教育相談 (さわやか教育相談室・要電話予約)	042-562-7911	月～金	10時～17時
東大和市サポートルーム (適応指導教室)	042-561-6134	月～金	9時～15時
子どもの人権相談コーナー・子ども人権 オンブズマン(教育情報室・予約不要)	042-567-0346	(第2・4) 水曜日	15時～17時
東大和市24時間電話教育相談 ※通話無料(固定電話プッシュ回線のみ) とする場合は、090-310-143をかけ、ガイ ダンス応答後0120-903-194をかける。	090-8949-2191 (ダイヤル回線・通話料 有料)	火曜日	24時間
東京都小平児童相談所	042-467-3711	月～金	8時30分～17時45分
東京都教育相談センター	03-5800-8008	月～金 土・日・祝	9時～21時 9時～17時

### ◎子どものインターネット・携帯電話のトラブル相談

こたエール(東京都)	03-3500-5181	月～金 土曜日	9時～18時 9時～17時
------------	--------------	------------	------------------

### ◎非行に関する相談

警視庁東大和警察署生活安全課少年係	042-566-0110	月～金	8時30分～17時15分
警視庁立川少年センター	042-522-6938	月～金	8時30分～17時15分
警視庁ヤングテレホンコーナー	03-3580-4970	月～金 土曜日	8時30分～20時 8時30分～17時

### ◎健康・薬物に関する相談

東大和市保健センター	042-565-5211	月～金	8時30分～17時
東京都多摩立川保健所	042-524-5171	月～金	9時～17時
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	月～金	9時～17時
東京都立小児総合医療センター (心の電話相談)	042-312-8119	月～金	9時30分～11時30分 13時～16時30分

発行 東大和市青少年問題協議会  
 事務局 東大和市子ども生活部青少年課  
 TEL 042-563-2111 (内線1742)  
 Eメール [seishounen@city.higashiyamato.lg.jp](mailto:seishounen@city.higashiyamato.lg.jp)